

# 北九州市環境学習施設の現状と課題に関する調査等業務委託 仕様書

## 1 業務名称

北九州市環境学習施設の現状と課題に関する調査等業務委託

## 2 業務目的

昨年12月20日に環境学習施設（エコタウンセンター、響灘ビオトープ、環境ミュージアム）に関する市政変革会議（略称：X会議）が開催された。会議では以下のような指摘があった。

- ・現状の北九州市の環境学習施設は、最新の環境施策を十分に反映した展示とはなっていない
- ・3施設がバラバラで機能的につながっていない
- ・響灘地区はカーボンニュートラル、サーキュラーエコノミー、ネイチャーポジティブが集積しており、全国稀にみるショーケースである

このような指摘を踏まえ、本業務委託で、各環境学習施設の現状と課題等について、調査・分析・提案を行う。

## 3 業務内容

### 1. 市内環境学習施設（エコタウンセンター、響灘ビオトープ、環境ミュージアム）の現状と課題分析

- ・施設の現在の課題の整理（展示内容の老朽化など）
- ・来場者からの意見の分析（来場者アンケートなど一部は市が提供）

### 2. 先進的な環境学習施設の分析（行政施設及び民間施設）

- ・ハード面：動画の活用や多言語対応など先進的な展示方法の調査など
- ・ソフト面：環境学習イベントの調査など
- ・展示内容別の整備概算金額の整理など
- ・運営方法、展示内容更新頻度、管理コストの把握など

### 3. 各施設の展示方法や施設間連携の検討

- ・上記1.2.を踏まえて各施設の展示方法や施設間連携の検討

### 4. 北九州市の特色ある企業のサステナブルな取組について調査（15社程度）

- ・北九州市に事業所を有し、カーボンニュートラル、サーキュラーエコノミーなど持続可能な経営を推進する企業の取組内容の調査（調査対象企業は市と協議の上、決定するものとする。但し、エネルギー関係企業やリサイクル企業を除く。）

## 4 委託期間

契約締結の日から令和7年3月31日まで

## 5 事業費の上限額

¥2,000,000以内(消費税相当分及び地方消費税相当分を含む)とする。

## 6 対象施設の概要

- (1) 北九州市エコタウンセンター (北九州市若松区向洋町10-20)

### 【施設概要】

エコタウン事業や再生可能エネルギーの取組みを生きた教材として活用する環境学習拠点

- (2) 北九州市響灘ビオトープ (北九州市若松区響町1丁目126-1)

### 【施設概要】

園内の自然環境や生き物を活用したイベントや環境学習ツアー等により、来場者へ自然と触れ合う機会を創出する等、生物多様性の保全と利活用の両立を目指す施設

- (3) 北九州市環境ミュージアム (北九州市八幡東区東田2丁目2-6)

### 【施設概要】

北九州市の公害克服の歴史を伝えるとともに、世界の環境首都を目指して市民の環境力を高めるため、環境学習・環境活動・環境情報の総合拠点

## 7 成果品及び報告時期

- (1) 成果物データ1式  
(2) 本業務において作成した参考図書及び資料等の中で本市が指示するもの。  
(3) 業務完了報告書

### ※注意事項

- ・成果物は印刷可能な形式とする(PDF、パワポ、イラストレーターなど)
- ・市内部の検討用として、市の要求に応じて途中成果物を提出すること。  
なお、途中成果物は、複数パターンを提案するものとし、市検討後の要求事項を次回の成果物に反映すること。

## 8 納品場所

北九州市環境局サーキュラーエコノミー推進課

## 9 その他

- (1) 本業務を進めるにあたり、以下の資料を参考とすること。  
①第5回X会議(R6年12月開催)で使用した環境学習施設に関する資料  
<資料は以下からダウンロード可能>  
[https://www.city.kitakyushu.lg.jp/contents/092\\_00008.html](https://www.city.kitakyushu.lg.jp/contents/092_00008.html)  
②各施設の来場者へのアンケート結果(市から提供)
- (2) 本業務の実施に当たっては、本市と十分協議し、その指示及び監督を受けなければならない。
- (3) 本業務の実施にあたっては、必要に応じて発注者と協議・打合せを行うこと。

- (4) 受託者は、本業務を処理するために、本市から提供された資料等あるいは発注者に引き渡す資料等の漏洩及び紛失がないよう、その管理を徹底するとともに、本市の承諾なく複写及び複製してはならない。また、委託業務終了後は速やかに本市に返還するものとし、電子情報にあっては、当該電子情報を復元できないよう適正に処分しなければならない。
- (5) 本業務で得たすべての成果品の著作権は市に帰属するものとし、市の承諾なく第三者に貸与及び公表することはできない。加えて、本業務を遂行するにあたり知り得た情報についても、市の承諾なく第三者に貸与及び公表することはできない。
- (6) 本業務の履行に必要な一切の経費は、本契約の業務委託料に含めるものとする。